

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行の完了について

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づく行政代執行について、解体撤去を実施していましたが、この度完了しましたのでお知らせします。

■対象となる特定空家等の概要

所在地

熊谷市久下字上分759番地

■行政代執行の実施期間

令和元年12月25日（水）から令和2年1月27日（月）まで

■動産について

保管対象となる動産はありませんでした。

■今後の対応について

登記上所有者の法定相続人に対して、代執行にかかる費用を請求します。

行政代執行の状況



着工前



行政代執行開始宣言



解体後



代執行終了宣言